

○平成十年郵政省告示第五百十七号（デジタルコードレス電話の親機の呼出名称記憶装置及び識別装置の技術的条件を定める件）を廃止する告示案
 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（廃止）</p>	<p>無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第九条の二第六項の規定に基づき、デジタルコードレス電話の親機の呼出名称記憶装置及び識別装置の技術的条件を次のように定める。</p> <p>なお、平成元年郵政省告示第四十六号（特定小電力無線局の呼出名称記憶装置の技術的条件を定める件）、平成四年郵政省告示第三百二十一号（小電力セキュリティシステムの無線局の呼出符号記憶装置及び識別装置の技術的条件を定める件）、平成五年郵政省告示第五百二十一号（デジタルコードレス電話の無線局及び簡易型携帯電話の陸上移動局の呼出名称記憶装置及び識別装置の技術的条件を定める件）、平成九年郵政省告示第五百二十八号（有料道路自動料金收受システムの陸上移動局の呼出符号記憶装置及び識別装置の技術的条件を定める件）は、廃止する。</p> <p>一 呼出名称記憶装置の技術的条件</p> <p>1 記憶した呼出名称が容易に消去されないこと。</p> <p>2 呼出名称を記憶しなければ電波の発射を可能としないこと。</p> <p>3 容易に取り外しできないこと。</p> <p>4 呼出名称を送信する場合において送信機から送信される信号</p>

(以下「信号」という。)の変調方式及び符号構成は次によること。

(一) 変調方式及び変調速度は、無線設備規則第四十九条の八の二に規定するものであること。

(二) 信号は、別図の適用域で次のマパターンによるスクランブルをかけて送信されること。

$$PN(10,3)$$

この場合、演算の初期値は、「1111111111111111」であること。

(三) 信号は、別図のとおり並べられたスタートシンボル信号、シンボル同期信号、フレーム同期信号、呼出信号、誤り検出信号及びデータ信号で構成されること。

(四) スタートシンボル信号は、「10」であること。

(五) シンボル同期信号は、「01」から始まり「01」と「10」が交互に並んだ六ビットの符号から成ること。

(六) フレーム同期信号は、「01010000111011100101001100110011」であること。

(七) 誤り検出符号は次の生成多項式によること。

$$1 + X^5 + X^{12} + X^{16}$$

この場合、演算の初期値は、「1111111111111111」であること。

二 識別装置の技術的条件

自動的に受信した電波から識別符号（通信の相手方を識別するための符号であつて、電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第八条第一項第三号に規定する識別信号以外のものをいう。）を検出できるものとする。

別図 信号の構成

